

神戸市烏原会会則

令和5年11月19日 改訂

神戸市烏原会会則

第一章 総 則

（目的）

第一条 この会は旧兵庫県八郡烏原村村民の敬祖の念を基盤として村有財産を護り
永く子孫に誠実なる気風を伝承して会員相互の福利と親睦を図ることを目的
とする。

（名称及び組織）

第二条 この会は神戸市烏原会（以下会という）と称し、神戸市烏原会会員（以下
会員という）を以って組織する。

（事務所）

第三条 会の事務所は会長宅に置く。

（事業）

第四条 会は目的達成の為 次の事業を行う。

- （１） 村有財産の維持管理
- （２） 村史及び沿革史の編集・記録
- （３） その他会員の福利親睦に必要と認める事業

第二章 会 員

（会員の資格及び得失）

第五条 （１） 会員は次の通りとする。
旧烏原村、村民の子孫及び烏原村民に準ずるものと総会の承認を
得たるもの。
（２） 会員が脱会を申し出た場合、或いは5年以上連絡が取れない場合は
総会の承認によりその資格を失う。

第三章 役員及び役員会

（役員の職及び顧問、相談役）

第六条 （１） 会に複数の役員を置き其の互選により次の職を兼ねる。

①	会長	一名
②	副会長	一名
③	出納役	一名
④	監事	若干名

（２） 会長は必要と認める時は役員の外、顧問及び相談役を置く事が出来る。

(会長及び副会長)

- 第七条 (1) 会長は会を代表し、会の業務を執行する。
- (2) 会長はその権限に属する事務の一部を役員に委任する事が出来る。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時其の職務を代理する。

(出納役)

第八条 出納役は会の財産管理、金銭の出納其の他会計事務を掌る。

(監事)

- 第九条 (1) 監事は次の事項を掌る。
- ① 会の事務監査。
 - ② 収支決算書を監査し之に意見を付す。
 - ③ 毎年度1回以上出納監査をなす。
 - ④ 毎年度1回以上会の財産の管理及び処分ならびに事務事業の処理状況を監査する。
- (2) 監事は会長が特に必要と認めたる時は会の事務を監査しなければならない。
- (3) 監事は前項の結果を総会に報告しなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十条 会長・副会長・出納役・監事は他の職を兼ねる事が出来ない。

(役員の任期)

- 第十一条 (1) 役員の任期は1年とする。
- (2) 役員は会員の中から選ばれる。
- (3) 役員に辞意ある時は、会長に申し出て役員会の議決によりその職を失う。
- (4) 役員は任期満了によりその職を失った場合においても後任者が就任するまではその職を行う。

(費用の弁償)

第十二条 会は役員が職務を行う為に要した費用を弁償しなければならない。

(役員会)

第十三条 役員会は次に掲げる事項を議決する。

- (1) 会則の施行に関する事。
- (2) 総会の議決事項の執行上必要なる事項。
- (3) 総会の議決によりその委任を受けたる事項。
- (4) その他事務執行上会長に於いて必要と認めたる事項。
- (5) 第十六条の規定は役員会に準用する。
- (6) 役員の代理は認めない。

(総会の構成及び審議事項)

第十四条 村有財産の管理又は処分で総会の同意を要するものは次の通りとする。

- (1) 財産の全部、又は一部の処分。
- (2) 財産の価値を減少する処分。
- (3) 財産の形態を変更する処分。
- (4) 財産の住民の使用関係の設定、賃貸借契約の締結。その他役員会において重要と認められたる管理行為。

第十五条 総会は全会員を以って構成し次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算に関する件。
- (2) 決算に関する件。
- (3) 会則の改廃に関する件。
- (4) 財産の管理及び処分に関する件。
- (5) 福利、親睦事業の方策に関する件。
- (6) その他会の目的達成の為必要な事項。

第十六条

- (1) 総会は毎年1回以上会長がこれを招集しその議長となる。
- (2) 会長は総数の3分の1以上から請求があれば総会を招集しなければならない。
- (3) 会議は会員総数の2分の1以上の出席（委任状を含む）によって成立し、議事は出席者の過半数でこれを決定する。
- (4) 可否同数の時は議長の裁定による。
- (5) 議長は会議の議事録及び決議事項を記録し保存しなければならない。

(書面による決議)

第十七条

- (1) 前条第三項において会員の過半数の同意がある時は、書面によって総会の決議を為す事が出来る。
- (2) 決議の目的事項について、会員の総員が書面で同意する旨を表明したる時は書面による決議があったものと認め、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(顧問及び相談役)

第十八条

- (1) 顧問及び相談役は学識経験者で人格の優れたる者の内から総会の承認を得て会長がこれを委託する。
- (2) 相談役は会の運営並びに事務執行について会長の諮問に応ずるものとする。
- (3) 顧問は会の内外より第一条、第四条の為に補佐し会の発展の為に会の諮問に応ずるものとする。

(会計年度)

第十九条

この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以って終わる。

(財産の管理運用)

第二十条 (1) 会は次に掲げる各号によりその財産を管理しこれを運用する。

- ① 郵便貯金
- ② 振替貯金
- ③ 銀行預金
- ④ 有価証券

(2) 会是有価証券の管理については确实なる銀行に保護預けとしなければならない。

(収入・支出)

第二十一条 会長は収入又は支出をなす必要があるときは出納役をしてこれを行わせるものとする。

第二十二条 (1) 会は寄付及び補助を受ける事が出来る。

(2) 前項のうち寄付金及び補助金の使途については支援者の趣旨にそわねばならない。

(予算及び決算)

第二十三条 (1) 予算は年度開始前に編成し、総会に附議しなければならない。

(2) 前年度の決算は監事の監査に付したる上、翌年3月31日までに総会の承認を得なければならない。

(帳簿)

第二十四条 (1) 会には、次に掲げる帳簿を備えなければならない。

- ① 仕訳帳
- ② 総勘定元帳
- ③ 予算、決算に関する編冊
- ④ 収入、支出命令書編冊

(2) 前各号のうち会長において一部を省略する事が出来る。

(出納役の責任)

第二十五条 (1) 出納役は現金又は有価証券を保管する場合においては、善良なる管理者の注意を払わねばならない。

(2) 出納役はその保管にかかる現金又は有価証券について之を亡失したる時は遅滞なく会長に報告しなければならない。

第六章

雑 則

(施行細目)

第二十六条 この会則、施行に関する細目については、会長がこれを定める。

附

則

(施行の時期)

1. この会則は、昭和44年4月29日から施行する。
2. 令和5年11月19日一部改訂。